

生活創造センターのあり方について

1. 社会の変化に対応した今後の生活創造センターの考え方と地域での役割

(1) 生活創造センター構想－県民の主体的な活動に対する県の支援

兵庫県では、従来より自主的な生活意識の確立と生活の合理化を目指す「生活の科学化」や、生きがいなど人間の内面に配慮する「生活の文化化」を提唱・推進し、様々な形での県民運動の展開を支援するなど、県民生活を基本とする行政を展開してきた。

さらに、県民が「自分を高め」「くらしを高め」「社会参加する」といった地域での主体的な行動を通じ、自ら社会を創り上げていく「生活の創造」を求めるようになる中、その重要性に着目した本県では、平成3年、こうした活動を支援する「生活創造センター」を各地に整備する構想を策定し、県民局との密接な連携のもと、文化会館や生活科学センターの機能を継承・拡充した「丹波の森公苑」（平成8年開設）や「神戸生活創造センター」（平成12年開設）を順次整備してきた。

これは、市町、地域社会の取組みの呼び水となることを期待したものであった。

(2) 県民の参画と協働による地域づくりに向けた県と市町の連携・協働支援

現在、社会の成熟化が進み、地域社会で個人やコミュニティの力が重視されるとともに、行政の取組みとの融合と相俟って、「新しい公」を担う動きが始まりつつある。

そのため、県では平成13年に成熟社会にふさわしい地域づくりを県民とともに進める「21世紀兵庫長期ビジョン」を策定するとともに、平成15年4月には、「県民の参画と協働の推進に関する条例」を施行し、県民と県民、県民と行政の協働による地域社会の共同利益の実現に向けた取り組みを積極的に支援することを明確にした。

もとより、成熟社会における地域コミュニティの再生・構築は、県内各地域に共通する広域的かつ重要な課題であることから、県が果たすべき役割は大きく、市町の施策を基本とし、各市町のコミュニティ施策を尊重しつつ、これと連携・協調を図りながら進めていく。

【参考】「生活創造センター構想」(平成3年)策定後の主な県政の動きについて

平成 7年	阪神・淡路大震災（震災でのボランティアの活躍）
平成 8年	県立丹波の森公苑の開設
平成10年	県民ボランティア活動の促進等に関する条例の制定
平成12年	県立神戸生活創造センターの開設
平成13年	21世紀兵庫長期ビジョンの策定 県民局の再編（10県民局体制）

- 平成14年 全県ビジョン推進方策・地域ビジョン推進プログラムの策定
ひょうごボランティアプラザの開設
- 平成14～16年 地域生活創造情報プラザの開設（生活創造センター先行事業）
但馬文教府、西播磨・淡路文化会館、東播磨・姫路生活科学センター、嬉野台生涯教育センター
- 平成15年 県民の参画と協働の推進に関する条例の施行
地域団体活動パワーアップ事業（現地域づくり活動応援事業）の実施
「こころ豊かな美しい兵庫推進会議」への発展的改組（県民の参画と協働の推進母体・旧こころ豊かな兵庫づくり推進協議会）
- 平成16年 地域づくり活動支援指針、県行政参画・協働推進計画の策定
東播磨生活創造センターの検討（現在、計画パブリックコメント実施）

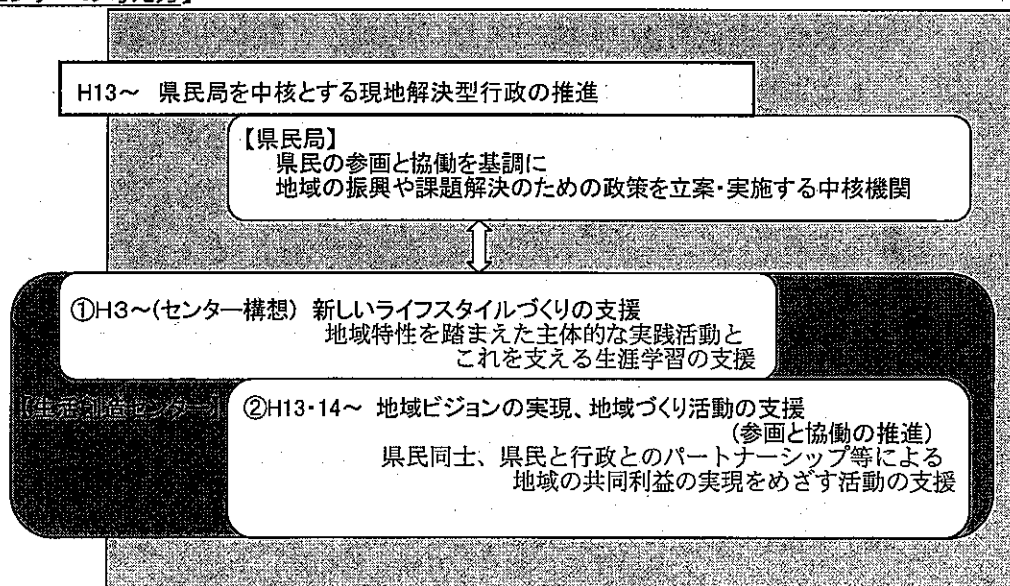
(3) 生活創造センター —各圏域における地域力や文化力豊かな地域づくりの広域拠点

地域社会における個々人の取り組みへの期待の高まり、市町コミュニティ施策の進展など構想策定後、生活創造センターを取り巻く状況が変化中、その位置づけは、市町や関係機関・団体、人材、情報などをネットワークし、個々の活動を支援する役割が重視されるなど、より明確になった。

今後、生活創造センターは、参画協働条例に基づく各圏域における地域づくり活動の広域拠点として、市町の支援策を前提に、身近な地域の活動拠点で行われる既存の活動を支え、地域に新たな活動が生まれ、地域を超えて活動が広がっていくことを支援していく。また、地域の力を結集し、各圏域が地域全体で取り組むべき県民と行政の協働事業を企画・提案し、地域力や文化力豊かな地域づくりを推進していく。

そのため、県民の参画と協働を基調に現地解決型行政を推進する県政にあって、県民局との密接な連携のもと、市町と協調し、関係機関・団体、人材、情報など地域の資源の結節点となり、地域外ともつながる広域拠点となることが重要である。

【生活創造センターの考え方】



2 今後の生活創造センターのあり方

平成3年に策定した「生活創造センター構想」について、構想策定後の地域社会や個人々の取り組みやこれを取り巻く状況の変化、県・市町の支援施策の進展を考慮し、構想がめざしたセンターの役割を、各圏域における生活創造・地域づくり活動の広域拠点として、より明確にするため、その内容を次のように見直す。

(1) 目的

生活創造センターは、県民の参画と協働を基調に、より県民に近いところで現地解決型行政を推進する県政にあって、各圏域ごとに県民局と連携し、県民の主体的な活動の実践・交流を総合的に支援する。

そのため、地域住民、地元市町、関係団体等の参画と協働のもと、地域の状況を踏まえた特徴ある事業等を展開し、人々の暮らしを高め、豊かな地域社会を築く多彩な生活創造・地域づくり活動を企画し、支援する。

【生活創造センター構想では(H3)】

生活創造センターの目的「H3 生活創造センター構想 II 基本方向 2理念の前段 P3」

- ◎ 文化、消費生活、環境・資源、家庭、健康・福祉や地域づくりなど様々な分野を包摂する総合施設として、男女を問わず子どもから高齢者まで幅広い層の県民が楽しく集い、学び、語り、ふれあい、活動・交流し、県民自らが創意と活力を発揮して運営に参画するなかで、新しいライフスタイルを創造する県民主役の施設である。
- ◎ 生活重視型の行政の施策として、県民の新しいライフスタイルづくりのための多様で自立した活動を支援する拠点施設である。

(2) 地元市町、県民活動との関係、役割分担を踏まえたセンターの役割

本県では、成熟社会を迎え、地域の人々一人ひとりをはじめ、多様な主体が自ら積極的に地域社会にかかわることにより、地域の課題を解決し、住みやすいまちづくりを進めることの重要性が認識される中、県とともに、身近な自治体である市町においてもコミュニティ支援施策を積極的に実施するとともに、ホール等の文化施設や、公民館、コミュニティセンター等の整備が進められつつある。また、これらを拠点に地域に根ざした団体・グループ等による地域づくり活動や、文化、スポーツ活動等が行われ、地域を越えてテーマ等で結びつく活動も盛んになりつつある。さらに、こうした民間の取組みとともに、県・市町との協働の取り組みも進んでいる。

生活創造センターは、こうした本県の特性を活かし、地元市町の取り組みと施設が活き、県民の身近なレベルでの活動が盛んになるよう、県民局や地元市町、各種関係

機関・団体との連携により、地域の人々の生活創造活動や地域づくり活動を支援する。
また、その総和を圏域全体の豊かな地域社会の実現に結びつけていく役割を重視し、これらの支援を通じて県民と行政のパートナーシップをより確かなものとし、参画と協働のもと、その取組みが多彩な文化とくらしを築く豊かな地域社会の実現に結びつくことを積極的に支援するため、次のような役割を担う。

ア 生活創造活動・地域づくり活動を支援、コーディネートする拠点

活動する喜びや活動に必要な知識技能の習得、身近な地域を越えた成果発表・交流の機会を提供するとともに、活動の萌芽を育て、地域に根付くよう、個々の団体、グループに対する支援に加え、それら相互の交流・連携を進める。

イ 地域社会やくらしの課題解決の相談、情報提供を行う拠点

消費生活等くらしの専門相談や地域で生じた様々な実践的課題や問題、興味について、市町、関係機関・団体と連携し、相談に応じ、情報を収集・提供することで主体的な取組みを支援する。

ウ 県民と県民、県民と行政のパートナーシップをより確かなものとし、県民の自主的な取組みを通じ地域力を高め、魅力的な地域づくりを促す拠点

身近なレベルでの様々な主体による活動や行政との協働事業の企画、生活者の視点に立った起業の支援など、圏域全体を視野に入れた地域づくりの取組みを企画、支援する。

エ 地域資源を結びつけ、県民の自主的な活動の支援につなげていく拠点

県民局や地元市町、大学・研究機関、NPO、活動家、企業など、民間や行政の人材、団体・グループ、施設、情報・ノウハウなどの結集を図るほか、他の地域の人々や関係機関等とも結びつくなど、地域資源の結節点となり、より多くの人々が互いの協働・補完により、自らの活動を高めていけるよう支援する。

【生活創造センター構想では(H3)】

生活創造センターの理念「H3生活創造センター構想 II基本方向 2理念の後段 P4」

- (1) “サイクル型”の活動
- (2) 生活ステージの解明と創造
- (3) ヒューマンネットワークの形成
- (4) 新しい体験への遭遇
- (5) “新しいライフスタイルづくり”と“こころ豊かな地域づくり”の推進

(3) 主要機能

ア 活動・地域社会・暮らしについての情報収集、発信

生活創造活動や地域づくり活動についての様々な情報にアクセスでき、自主的な活動についての情報発信を助けることにより、地域の人々による広域的な情報共有を支援する。

- ・くらしや地域社会の課題解決や活動に関する図書、映像、資料ライブラリー運営
- ・地域の施設、学習機会、文化・風土、行政情報等各種情報と情報源（情報の在処）情報の収集
- ・くらしや地域社会、活動に関する情報誌、ホームページ、データベースの運用
- ・地域の人々による生活創造・地域づくり“まちかど”情報の収集、発信の支援
- ・ボランティア、生涯学習など各種の情報収集提供システムとの相互連携 等

イ 地域社会やくらしの課題解決についての相談、助言

消費生活はもとより、環境、福祉、子育て、地域づくり等くらしや地域の課題解決の相談、助言を行う。また、地域づくり活動等を進めるための相談や助言を行う。

- ・くらしの安全や安心、消費者被害相談
- ・環境、健康・福祉、子育て、芸術文化等くらしや地域の課題解決についての相談、相談機関の紹介（県民局と共同、市町、専門機関等と連携）
- ・自主的な活動についての運営方法、助成・支援制度等の相談、相談機関の紹介（活動支援コーディネーター。県民局と共同、市町、専門機関等と連携）
- ・幅広い相談に応えるための地域の行政、専門機関、専門家ネットワークの結成 等

ウ 人材養成と多彩な生涯学習機会の提供

地域活動のリーダーや担い手の養成、専門的な知識技術の習得等を支援するほか、専門機関や実践家とのタイアップ等により多彩な選択が可能な学習機会を提供する。

- ・地域に即した各分野の課題意識の醸成とリーダー、キーパーソンの養成
- ・活動に必要な専門的知識・技能の学習
- ・地域の課題解決を専門家と実践しながら学ぶプログラム（大学等とのタイアップ）
- ・生活者としてのライフスタイル創造のための講座（持ち込み講座、出前講座等）
- ・くらしの安全、消費者被害対策、環境保全セミナー 等

エ 生活創造活動・地域づくり活動の促進、ネットワーク化支援

新たな活動の立ち上げ・離陸や身近な地域を越えた活動の展開、成果発表を支援する。さらに、県民運動等の支援に加え、地域の団体・グループ等のネットワーク化を進め、団体・グループ間の交流事業を実施するなど、活動基盤の強化を助ける。

- ・活動を希望する人同士や人材を求めるグループとのマッチング
- ・芸術文化、環境緑化、消費生活、健康・福祉、男女共同参画など地域の人々や団体・グループの広域的な活動成果の発表、交流会の開催と場の提供
- ・身近な地域を越えて結びつくグループのたまり場の提供や情報発信の支援
- ・県民、事業者、行政の協働により、地域の課題解決に取り組む県民運動等を支援
- ・団体、グループの各圏域におけるネットワーク化とネットワーク組織の支援 等

オ 地域社会の共同利益の実現をめざす協働事業の企画・実施

大学等専門機関や行政機関の協力を得て、地域特性や課題を踏まえた協働のコンセプトを提唱し、様々な主体の参画のもと、その実現をめざす事業を推進する。コミュニティビジネスなど住みやすい地域をめざした自主的な取組みも支援する。

- ・各圏域の地域づくりコンセプトや実現のための仕組みづくりの調査分析、企画
- ・環境改善プロジェクトや地産地消運動など各圏域の特徴を表す協働事業の推進
- ・地域の人々や市町、企業、団体・NPOが提唱する事業やコミュニティビジネスの企画・調整や参画メンバーの募集等自主的な取組みの立ち上げ支援
- ・国や県、中間支援組織等が行う地域協働助成を受け、協働事業を実施するなど橋渡し、連携支援

カ 活動を支える関係機関・団体・人材の連携・協働の推進

様々な支援については、それぞれの機関が独立して行うのではなく、県民局や市町、関係機関、団体・NPO、企業、専門家等が互いに協働・補完して実現していくことをめざし、域内のネットワーク化を進める一方、域外の専門機関等との連携・協力体制を構築する。

- ・地域づくりコンセプトの実現をめざす推進組織との連携、支援など、県民と行政の参画と協働の取組を自ら中心となって進めるネットワーク組織の拡充
- ・身近な地域の施設も参画した活動支援施設・機関の情報共有ネットワークの運営
- ・地域の行政、大学、NPO、企業等の専門スタッフが参画する地域活動を支援する会議等の設置

【生活創造センター構想では(H3)】

生活創造センターの事業「H3 生活創造センター構想 Ⅲ 事業構想 P5」

- ① 相談事業
- ② 学習事業
- ③ 情報事業 (情報ネットワーク、情報検索、情報提供)
- ④ 交流活動事業 (団体活性化、グループ育成支援・ネットワーク化、リーダー養成)
- ⑤ 調査研究事業 (研究コーディネート、県民の自主研究の支援)

(4) 主な施設構成

区分	施設	利用・施設形態
情報収集・発信 相談	総合案内 図書・ビデオ・資料 コーナー インターネット 情報検索コーナー レファレンスコーナー 相談コーナー 啓発・展示コーナー	<ul style="list-style-type: none"> 施設の総合案内、利用受付 くらしや地域社会の課題解決、活動に関する情報 必要な情報の所在のアドバイス 消費生活相談、くらしや地域社会の課題解決の支援、普及啓発
学 習	講座・研修室 会議室	<ul style="list-style-type: none"> 講座、セミナー、グループ学習会 各種会合
活 動	活動コーディネート コーナー グループ活動スペース、 ブース 印刷・製本作業室 音響・映像素材編集室 パソコン作業コーナー 創作工房（料理・工芸） スタジオ 情報掲示板 グループロッカー、 メールボックス 保育ルーム	<ul style="list-style-type: none"> 運営指導、活動希望者と活動団体 グループのマッチング、交流企画 オープン形式や半個室形式での小 グループの活動スペース 団体グループが情報発信するため の編集、制作機材・スペース 食文化や造形等の多様な創作活動 演劇やダンス等の練習（防音、音 響装備） 団体、グループの活動情報の交流
交 流 パフォーマンス	多目的パフォーマンス スペース 展示ギャラリー	<ul style="list-style-type: none"> 小規模の活動イベントやフォーラ ムができる多目的スペース 創作活動の成果の展示や発表
企画・管理事務	事務室 ミーティングスペース 資料管理室	<ul style="list-style-type: none"> 事業の企画開発、課題の調査分析 専門機関、関係機関との協働作業

【生活創造センター構想では(H3)】

生活創造センターの施設内容 (「H3 生活創造センター構想 IV施設の整備計画 P20」)

(1) 情報部門

図書資料・コンピューターコーナー、視聴覚ライブラリー、レファレンスコーナー

(2) 相談部門 相談コーナー

(3) 学習部門 学習室、会議室、ビデオ室、創作工房

(4) 交流活動部門 グループ活動室、ホール、ギャラリー

(5) 調査研究部門 試験検査室、調査研究室

(6) 総合・共通部門

総合案内、ロビー（談話交流・情報・資料展示スペース）、書店、売店、喫茶室

(7) その他 野外活動施設（広場、ステージ、スポーツ施設）、宿泊施設

(5) センター整備に向けての留意点

ア 県民局、地元市町施設など他機関との連携・協働の推進

- ① 運営にあたっては、地元市町の取組を重視し、県民局等地域の県行政機関、その他の専門機関等との連携、協働、一体性の中で機能や事業が実現できるよう、連絡調整スペース、情報連携機能、総合的な案内機能等を充実する。
- ② 特に、県民運動や地域づくり活動、県民との協働事業など、県民局等における県民の自主的な取組の支援、地域とくらしの課題解決に関わるセクションと十分連携し、県民局等の業務においてもセンター施設が利活用しやすくする。
- ③ 多目的ホールなど県民利用施設については、市町等による周辺類似施設の整備状況、地域のニーズ等を勘案し、地域全体で必要な場合に整備する。

イ 利用しやすく、親しみやすい施設

- ① 多様な利用形態に対応できる開館日や開館時間（土、日、祝日、夜間の開館）、イベント・展示・発表会など多目的に使えるスペースなど、柔軟な利活用が可能な施設とするとともに、開館後も変化するニーズに対応できるようにする。
- ② 障害の有無、若者や壮年、高齢者等年齢、性別等にかかわらず、多様な人々が利用しやすい施設（ユニバーサルデザイン、バリアフリー）とする。
- ③ 来館者が自由にくつろぎ利用できる開放感のあるスペースやガラス張りのドア、コンピュータ・AV機器を活用し、簡単なイベントができる交流性のある空間など、建物全体が気軽に入りやすく、親しみやすい施設とする。
- ④ 生活創造センターのめざす機能については、単独で行うのではなく、地元市町等関係機関・団体と協働、補完して実現することを基本としつつも、その機能ができるだけ地域全体で享受できるよう、インターネット等情報通信の活用やスタッフの派遣による出前事業の実施等にも配慮する。

ウ 地域の実情に応じた設置、運営

- ① 生活創造センターは、圏域（県民局単位）ごとの設置を基本とする。ただし、具体の計画策定に当たっては、例えば、阪神南・北地域など、地域における様々な活動の実践、交流の状況を勘案し、必要に応じてエリアの拡大やブランチの設置等も検討する。

また、生活創造センター開設までの間、引き続き、県民局と連携しつつ、文教育・文化会館、生活科学センター等を活用した各圏域の活動支援機能の充実を進める。

- ② 生活創造センターは、県民の主体的な活動の実践・交流拠点であり、また、県が、民間との協働による豊かな地域づくりを推進していく拠点でもある。こうした役割

を勘案し、住民、団体・グループなど地域の様々な力が総意と活力を発揮して施設の運営に参画できるよう、それぞれの地域にふさわしい仕組みを研究し、実現する。

また、事業の展開方法も含め、民間と行政の協働や地域社会の運営の今後のあり方など、社会の成熟化に伴う地域社会を取り巻く情勢の変化に敏感に対応していく。

【生活創造センター構想では(H3)】

生活創造センターの施設運営 (「H3 生活創造センター構想 V施設の運営」P25)」

1 運営—県民参画システム

地域のグループや専門家等が参画した運営委員会や実行委員会による事業への参画システムをつくり、県民ニーズの反映や社会状況の変化に対応した柔軟な運営を行う。

2 開館時間—早朝、夜間、休日オープンで多様なライフスタイルに対応

多くの人々が利用しやすい時間、休日の開館を十分に考慮する。また、施設の維持管理、事業運営、スタッフの勤務体制にも考慮し、ゾーン別の開館時間等も検討する。

3 使用料—利用しやすい料金設定

無料で自由に利用できるスペース(図書資料・視聴覚、相談、談話スペース)と有料スペース(会議室、工房、ホール)を設け、使用料は利用しやすい料金設定とする。

4 多彩な人材の活用

県職員だけでなく、民間や大学、情報サーチャー、アドバイザーなど様々な職種、ボランティアの参画などによる多彩な人材で運営する。

5 関係機関との連携

国・県の各部門、市町、関係機関や施設、企業・民間団体等とのネットワーク化を図り、効率的な運営、機能の充実を図る。